

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成12年度に最初の男女共同参画計画である「いしかり男女共同参画プラン21」を策定して以降、3度の改訂を重ねながら、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策の推進に取り組んできました。

一方、令和7年度に実施した「共同参画に関する市民意識調査」では、依然として固定的な性別役割分担意識が残っていることから、生活様式の多様化など社会情勢が変化するなか、性別に関わらず多様な生き方を可能にする環境づくりは、より一層重要となっています。

就業や生活のあり方等、社会構造や意識・価値観が変化するなか、共同参画社会の形成促進、女性の活躍促進、安全・安心な暮らしの実現など、誰もが自分らしく暮らしやすいまちの実現に向けた取組を推進する指針として「石狩市 市民共同参画計画～誰もが自分らしく暮らしやすいまちへ～」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 男女共同参画社会基本法

共同参画関連施策の方向と内容を明らかにするため、男女共同参画社会基本法の第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画として、国の第6次男女共同参画基本計画の基本的な考え方及び道の第3次北海道男女平等参画基本計画を勘案して策定したものです。

### (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

本計画の基本目標Ⅱ「あらゆる分野における共同参画の推進」では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第3項に基づく市町村推進計画として位置づけ、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を勘案して策定したものです。

### (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

本計画の基本目標Ⅲ「誰もが安心して暮らせる社会の実現」では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけ、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を勘案して策定したものです。

### (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

基本目標Ⅲ「誰もが安心して暮らせる社会の実現」では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置付け、国の「困難な問題を抱える女性のための施策に関する基本的な方針」を勘案して策定したものです。

## 3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会情勢等の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。